

三重県文化審議会

文化交流ゾーン検討部会報告書

平成26年1月

(目 次)

1	部会における調査・審議の目的と審議の経過	…	1
	1－(1)	「文化交流ゾーン」とは	
	1－(2)	文化審議会における文化交流ゾーン検討部会の設置	
	1－(3)	審議の経過	
2	「文化交流ゾーン」のめざす姿等	…	5
	2－(1)	県がめざすもの	
		2－(1)－① 文化と生涯学習の振興	
		2－(1)－② 県立文化施設の集積の活用	
	2－(2)	部会の意見	
		2－(2)－① ミッション(理念、使命)について	
		2－(2)－② めざす姿について	
		i) 県の中核的文化施設として	
		ii) それぞれの施設の魅力の向上のために	
		iii) 連携強化による新たな魅力の創出のために	
3	「文化交流ゾーン」を構成する施設の運営手法のあり方	…	11
	3－(1)	県の検討と運営手法の選択肢等	
		3－(1)－① 県が検討した施設運営の基本的な考え方	
		3－(1)－② 運営手法の選択肢	
	3－(2)	部会において検討した案	
	3－(3)	部会の意見	

参考資料

1 部会における調査・審議の目的と審議の経過

1- (1) 「文化交流ゾーン」とは

- 平成 26 年 4 月、三重県総合文化センター(以下、「総合文化センター」と表記。*)の隣接地に三重県総合博物館(以下、「総合博物館」と表記)が開館します。

総合文化センターは、舞台芸術及び生涯学習等の拠点であり、総合博物館は、三重の自然と歴史・文化について、ともに考え、活動することができる場です。そして、この2つの施設に近接する位置に、優れた芸術作品を通して県民の芸術性と感性を育む拠点である三重県立美術館(以下、「美術館」と表記)が立地しています。

三重県は、美術館を含む総合文化センター周辺の地域を「文化交流ゾーン」とし、そして、この優れた立地条件を最大限に活かして、3つの施設が新たに魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となるよう発展をめざすこととしています。

* 総合文化センター

三重県文化会館、三重県生涯学習センター、三重県男女共同参画センター、三重県立図書館で構成する複合型文化施設

1- (2) 文化審議会における文化交流ゾーン検討部会の設置

- 第1回文化審議会において、県から、「新しいみえの文化振興方針(仮称)」の主な論点の1つとして、「『みえの文化』の拠点としての『文化交流ゾーン』はどうあるべきか」が示されました。
- これは、具体的には、「文化交流ゾーン」のめざす姿、ミッション及び具体的な連携方策並びにゾーンを構成する施設の運営手法のあり方を検討・整理するものであり、その結果を、同方針を構成する5つの柱(イメージ)の1つとして位置づけるというものでした。
- 第1回審議会では、この点について、特に調査・審議を深めるため、審議会内に文化交流ゾーン検討部会を設置することが決定されました。

1- (3) 審議の経過

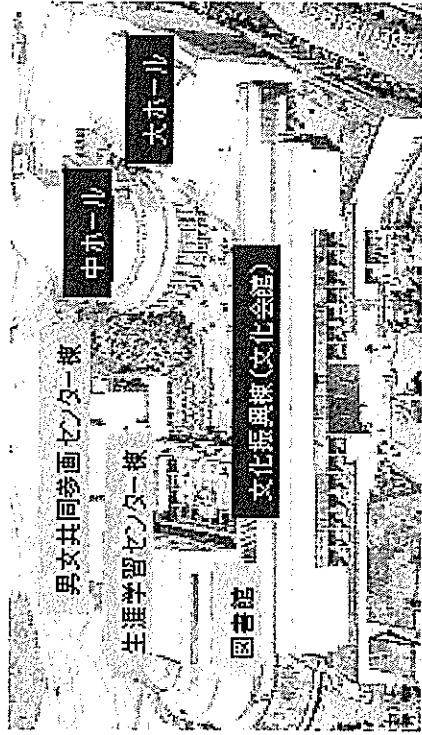
- 当部会は、事務局及び各施設の担当者から、以下の点等に関して説明を受け、3回の調査・審議を行って、部会としての意見をとりまとめました。

- ① 「文化交流ゾーン」を構成する各施設の概要(個々の施設の設置目的や取組内容、組織運営の状況等)
- ② 県の各種計画における「文化交流ゾーン」の位置づけや、県内部における検討内容(めざす姿等や具体的な連携方策、ゾーンを構成する施設の運営手法のあり方)
- ③ 過去に取り組んできた施設間の連携の内容
- ④ 制度上活用することができる運営手法と、その効果及び懸念される点
- ⑤ 他の地方公共団体の事例

- ・ この間、国は三重県の提言等を受け、地方独立行政法人制度を改正し、博物館や美術館を対象に追加しました。当部会ではこの点も踏まえた検討を行いました。

文化交流ゾーン

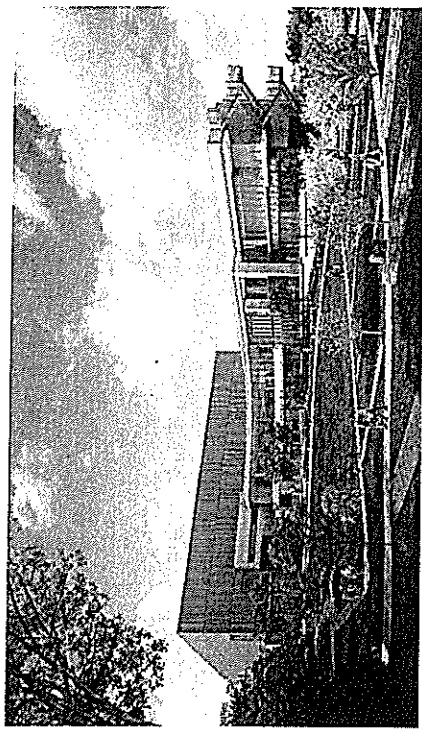
三重県総合文化センター (現在、図書館を除き、指定管理)



※県立美術館から徒歩約10分(約1000m)

平成26年4月19日開館

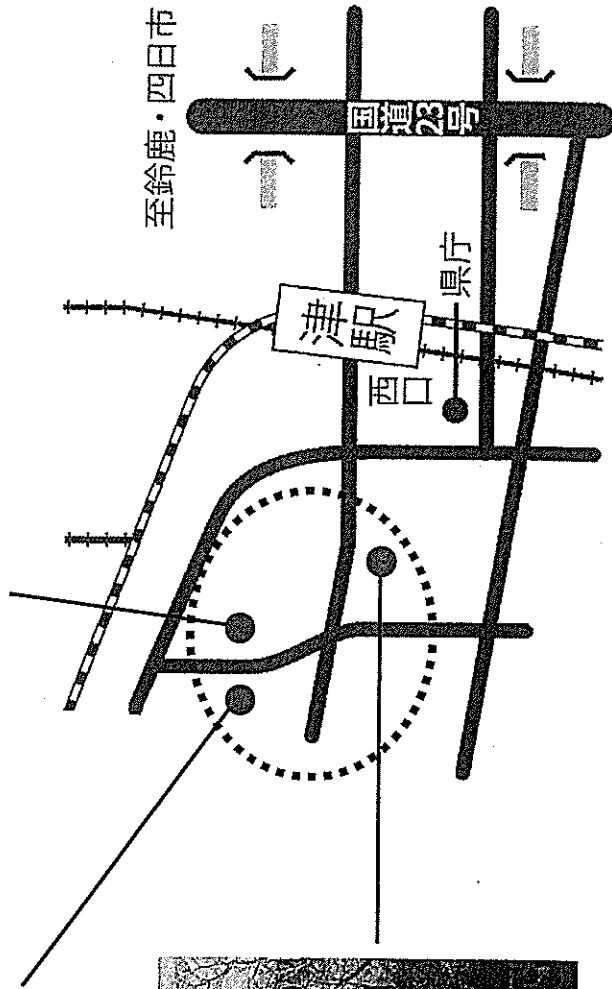
三重県総合博物館(MieMu) (当初は直営)



三重県立美術館 (現在、直営)



※津駅西口から徒歩約10分(約900m)



至松阪・伊勢

「文化交流ゾーン」: 新県立博物館の整備を契機として、新たに魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となるよう
発展をめざす県立美術館を含めた総合文化センター周辺地域のこと。

2 「文化交流ゾーン」のめざす姿等

- ・ 当部会で検討する「文化交流ゾーン」のめざす姿、ミッション、具体的な連携方策及びゾーンを構成する施設の運営手法のあり方は、それぞれが密接に関連しますが、便宜上、施設の運営手法とそれ以外に分けて整理します。
- ・ ここでは、施設の運営手法の前提となる、めざす姿等について整理し、3で運営手法を整理します。

まずは、県がめざすものを改めて確認し、そのうえで、ゾーンの姿等に関する部会の意見を整理することとします。

2- (1) 県がめざすもの

2- (1) -① 文化と生涯学習の振興

- ・ 県は、みえ県民カビジョンにおいて、「文化の振興」及び「生涯学習の振興」に関して、次の2点を目指すことを明らかにしています。

- i) 県民の皆さんが多様な文化芸術にふれ、学び、成果を高め合う機会や、お互いに交流し、活動の裾野を広げる機会を充実させること
- ii) これまで自己の関心やライフスタイル・ライフステージにあった学習機会を得られなかった県民の皆さんが容易に自己のニーズにあった学習情報を得ることができ、気軽に学びの場や機会を利用できるようにすること

2- (1) -② 県立文化施設の集積の活用

- ・ 先述のとおり、総合博物館の開館により、その周辺には、総合文化センター及び美術館という、みえの文化芸術と学びの3大拠点が集積します。

県としては、これを契機に、異なる特徴を有するこれらの施設について、それぞれの役割を踏まえて充実強化を図り、あわせて、集積による利点を活かして事業や機能面での連携を一層強化することで、これまでとは異なる形の魅力あふれる場とし、県民の皆さんの、文化芸術や学びの機会をより広げたいと考えています。

2- (2) 部会の意見

- ・ まず、用語の定義ですが、当部会としては、「ミッション」は、理念や使命を示すものと捉えます。

また、「めざす姿」は、ミッション(理念、使命)を踏まえて、より具体的に、ある時点を目途に、例えば、5年後や10年後に、実現したい姿と整理

します。

なお、「文化交流ゾーン」についてですが、「ゾーン」という語を用いてはいるものの、例えば、都市計画のゾーニングのように、総合文化センター周辺の土地の利用を面的に規制、あるいは、誘導していくことを想定して用いているわけではなく、(1)で確認したように、総合文化センターをはじめとする県立文化施設の集積とその活用を表すために用いている語であるので、これを前提とした検討を行うこととします。

2-(2)-① ミッション(理念、使命)について

- ・ 「文化交流ゾーン」を構成する各県立文化施設に関しては、関係法令で設置目的や行うべき事業が定められており、有識者等の意見を踏まえて、より具体的な理念や使命が定められています。
- ・ 「文化交流ゾーン」に関しては、県は、ゾーン構成施設の集積を活用すること、具体的には、各施設が事業等の様々な面で連携を強化することによって魅力や利便性の向上を図ることを考えています。
- ・ これらのことから、部会としては次のように考え、整理します。

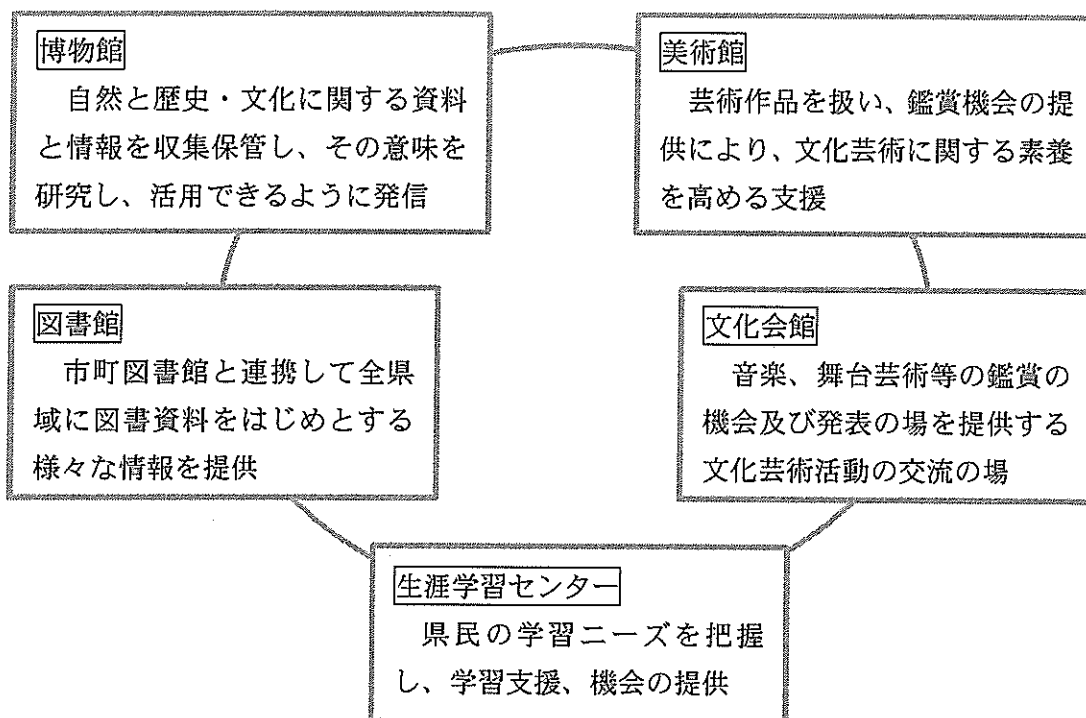
「文化交流ゾーン」のミッション(理念、使命)とは、「文化交流ゾーン」を構成する各県立文化施設が、それぞれの独自性を活かしながら、集積の利点を活かして、お互いの連携を強化することにより、一層魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となること

2-(2)-② めざす姿について

- ・ ここでは、ミッション(理念、使命)を踏まえてめざす姿について具体的な方策とともに整理します。
- ・ 「文化交流ゾーン」を構成する各県立文化施設は、全ての県民にとって、主に次の機能を有し、その時々には多様な役割を担うという部分では共通します。

- i) 一人ひとりの学習を支援する機能
- ii) 一人ひとりや団体の自然と歴史・文化に関する活動を支援する機能
- iii) 文化芸術に関する多様な情報を紹介し、ひろめる機能
- iv) 資料を収集・保存する機能
- v) 調査・研究機能
- vi) 専門性をもった人材を育成する機能
- vii) 文化芸術に触れ親しみ文化芸術活動に参加してもらうための企画立案機能
- viii) 文化芸術活動や人をつなげる機能

- ・ その一方で、例えば、図書資料を主に扱う図書館、地域の自然と歴史・文化に関する資料と情報を扱う博物館、芸術作品を扱う美術館、音楽や舞台芸術の鑑賞・発表の場である文化会館というように、特徴等には差があります。



- ・ この部会の設置が決定された第1回審議会において「それぞれの施設にしっかりと確立された魅力が必要である」等との意見がありました。当部会としても、県民の皆さんが文化芸術にふれ、学ぶ機会を広げるうえでは、連携強化による新たな魅力の創出と同様に、各施設の魅力の向上は大変重要なことであると考えており、そのためにどうあるべきかについても多くの意見がだされました。施設間の連携強化に加えて、この観点からもめざす姿について整理します。

1) 県の中核的文化施設として

ア) 三重の伝統や文化の継承・発展・発信を

- ・ 私たちは、過去から未来への世代間のつながりの中で、文化を継承し、新たな文化に発展させながら、三重の文化を育ててきました。三重の豊かな自然や歴史・風土によって育まれてきた文化や、今を生きる人々により継承されてきた伝統文化、新たに創造される文化など、多様な自然と歴史・文化が、県民共通の財産として、次代に発展的に引き継がれ、みんなで守り育てていくことが必要です。各

施設は県立の施設としてその中核的な役割を担うとともに、三重の伝統や文化を県内外に発信していくことが必要です。

イ) 地域の文化芸術と学びを刺激し、牽引を

- ・ 県の文化と学びの中心拠点として、高い水準のサービス、先進的なサービスを提供する突出した存在であり続け、県内各地域を刺激し、リードすることが必要です。

現在、文化会館では、人気の「ワンコインコンサート」を市町ホールに紹介・拡大するとともに、全国的に類を見ない企画として三重の青少年の才能発掘をテーマに25歳以下を対象とした「ミエ・ユース・演劇ラボ」に取り組んでいます。また、県立図書館では、新たなサービスの調査研究を行い、試行したサービスのノウハウを市町立図書館に提供しています。ここに挙げたのは一例ですが、今後とも、各施設にはこのような取組を通じて県全体の文化サービスの充実に努めていくことが期待されます。

ウ) 市町や地域との対話・連携の強化を

- ・ 市町との対話の場を定期的に持つことが必要です。例えば、年間事業計画を策定する際に、対話の場を持つことで、文化行政に意欲のある市町との共同事業とし、県立施設だけで取り組むよりも充実した内容で県民に提供することもできます。
- ・ 収蔵資料等の貸借という形で市町の支援を充実することが必要です。このことで、自らの文化サービスを充実したい市町がイニシアチブをとって県の作品を展示する展覧会を開催することができ、県民は各地域に居ながら文化芸術にふれることができます。また、県民がゾーン構成施設を訪れるきっかけにもなります。

ii) それぞれの施設の魅力の向上のために

ア) 県民の立場で企画立案を

- ・ 県立の施設として公益性に配慮し、学芸員が積み重ねてきた調査研究の成果を県民に還元することは重要です。今後とも、各施設は、これらの学術的水準や芸術性・専門性の高いサービスに磨きをかけることが必要です。
- ・ 一方で、それだけではなく、県立の施設はこうあるべきものという先入観から解き放たれ、時には、これまで文化施設を訪れたことがないような方を呼び込む、いわゆる「おもしろい」「たのしい」企画を提供することも必要です。例えば、国立施設や他県施設でも実際に行われたように、人気のある映画やアニメ等をテーマにした企画等もその1つですし、また、県民の提案に基づく企画等もあって

よいと考えます。

イ) 観覧環境の改善を

- ・ 誰もが見やすい環境で、わかりやすく説明することも必要です。例えば、作品のキャプションプレートの文字を高齢者にも見やすい大きさにすること、希望する方には作者の思いや苦勞したところ等をかみくだいて説明することなどです。

ウ) 来館者満足につながる対応を

- ・ 来館者が「温かく迎えてくれた」と感じていただけるホスピタリティも大切です。例えば、明るく親しみのある表情、適切な言葉遣い、きびきびとした動作はもとより、来館者の立場に立った声かけなどです。ゾーン構成施設は、来館者が感動し、何かに気づき、発見していただくような文化芸術や学びの機会を提供することが第一ですが、来館者が満足し、再び来館していただくためには、スタッフの真心のこもった対応も重要です。

iii) 連携強化による新たな魅力の創出のために

ア) 分野を越えた組み合わせ等による新たな企画を

- ・ 施設が集積していることの利点は、そこに行けば様々な異なる価値にふれられることであり、異なる分野の文化芸術の融合がより容易になることです。ゾーン構成施設は、事業の企画段階から連携し、イベントの開催時期をあわせることにより多様な分野の文化芸術に同時にふれる機会を提供することや、異なる分野の文化芸術を1つのテーマの中で組み合わせた事業を実施することが必要です。

このことで、これまで特定分野の文化芸術のみにふれることが多かった方々が他の分野の文化芸術にふれ、学び、交流する可能性が大きく広がります。

イ) 役割分担等で世代等を超えて楽しめる場に

- ・ 1つの文化施設が、幅広い世代の方や趣味の異なる方にとって、いつ訪れても、誰もが楽しむことができる施設になることは難しいことです。しかし、たくさんの文化施設が集積しているこのゾーンにおいては、各施設が役割分担することで可能になります。例えば、三世代の家族が一緒に訪れたときに、ゾーン構成施設のどこかでは子ども向けの企画・イベント等があり、他の施設では高齢者が楽しめるものがあるという形で、各施設が分担して実施することができます。

ウ) 分野を越えた人材の交流を

- ・ 学芸員等の視野と経験の幅を広げ、柔軟な発想力と感性を磨くた

め、専門分野を越えて多様な現場を経験することも必要です。例えば、共同プロジェクト等により、総合博物館の学芸員が美術館の学芸員と、あるいは、美術館の学芸員が文化会館の職員とともに事業を遂行し、交流することなどです。このことによって、学芸員等の人脈が広がったり、従来にはなかった視点での企画立案、新しい見せ方につながり、訪れる方に新たな感動をもたらすことにつながります。

エ) 施設・設備の共同利用等で効率化を

- ・ ゾーン構成施設は、互いの施設・設備やノウハウ等を共同で利用することが必要です。例えば、駐車場や各種機器等の共同利用、共同広報、施設管理(清掃、警備等)の共通化です。このことで利用者の利便性・快適性の向上をもたらすことができます。また、効率的で合理的な管理運営が実現し、管理経費等を縮減し、その分を事業の維持・充実に活用することができます。

3 「文化交流ゾーン」を構成する施設の運営手法のあり方

3-1(1) 県の検討と運営手法の選択肢等

3-1(1)-① 県が検討した施設運営の基本的な考え方

- ・ 県は、平成24年度に行った内部検討において、「文化交流ゾーン」構成施設の運営の基本的な考え方を次の3つに整理しました。

- i) 県民サービスの向上に向けて、各施設の独自性を生かしつつ、一体的に組織運営や事業を行えること
- ii) 経営の自由度を高め、柔軟な発想や創意工夫が生かされるとともに、経営努力が反映される運営手法とすること
- iii) 学芸業務等の専門性の高い業務については、継続性・専門性・計画性を担保できる運営手法とすること

- ・ 当部会における審議は、県民の皆さんが文化芸術にふれる機会の充実等を図ることを目的としており、2で整理した「文化交流ゾーン」構成施設のめざす姿等の実現により、「文化交流ゾーン」構成施設のそれぞれの魅力を向上させるとともに、連携強化によって新たな魅力を創出することが必要です。

県が整理した3つの考え方は、その実現に寄与すると考えられることから、部会としても基本的に賛同できるものと考えます。

ここでは、「文化交流ゾーン」構成施設の運営手法を整理しますが、この3つの考え方を前提として検討することとします。

3-1(1)-② 運営手法の選択肢

- ・ 県立文化施設の運営手法としては、この部会が設置された時点では、県直営と指定管理者制度の2つでした。

三重県は、ゾーン構成施設の運営手法として地方独立行政法人制度の活用も有力な選択肢の1つであると考えていたことから、文化会館や図書館をはじめとする文化施設の管理運営を同制度の対象に加え、ゾーン構成施設全体の管理運営を業務とする地方独立行政法人の設立も可能となるような制度改正を国に対して提言しました。

この結果、平成25年10月には、提言を行った施設のうち、博物館及び美術館の管理運営が地方独立行政法人の対象業務に加えられ、選択肢は次表のとおりとなりました。

部会の検討においては、地方独立行政法人制度の活用も選択肢の1つとしました。

	現在の運営	運営手法の選択肢		
		県直営	指定管理	地方独立行政法人
総合文化センター (図書館を除く)	指定管理 (全部) (注1)	○	○	×
県立図書館	県直営 (注2)	○	○	×
県立美術館	県直営	○	○	○
総合博物館	開館前	○	○	○

○：選択可能 ×：選択不可

(注1) 「指定管理」について

指定管理については、施設の管理運営業務全てを指定管理者に委ねる「全部指定」と、施設の管理運営業務のうち一部だけ(例えば、清掃・警備・施設維持補修だけを対象にしたり、カウンター業務だけを対象にする)を指定管理者に委ねる「一部指定」の2つがあり、どちらでも選択することができます。

(注2) 県立図書館の現在の運営について

県立図書館の現在の運営は県直営ですが、県立図書館が総合文化センターという複合型文化施設内に位置していること及び同センター(図書館を除く)に指定管理者制度を導入していること等から、県立図書館の清掃や警備等については、同センターの指定管理者に委託しています。

すなわち、県立図書館の現在の運営は県直営に分類されますが、実際には指定管理(一部指定)に近い形になっています。

3 - (2) 部会において検討した案

- 部会の審議において、県からは、次の4つの案が例示されました。

… 詳細は14~17頁参照

なお、これらは、基本的な枠組みであって、組み合わせによっては対象範囲の調整と詳細な制度設計が必要になります。

(1案) 指定管理(全部指定)

「文化交流ゾーン」を構成する全ての文化施設を一括して指定管理の対象とするもので、学芸業務や司書業務を含むものです。

なお、学芸業務など専門的な業務の継続性等を確保するため、学芸員など県の職員を指定管理者に派遣することを想定しています。

(2案) 指定管理(一部指定)

1案と同様に全施設を一括して指定管理の対象としますが、1案とは異

なり、専門的な業務の継続性等を県直営の形で確保するため、学芸業務・司書業務を指定管理の対象としません。

なお、指定管理者と、県直営となる学芸業務等を担う部門との一体性を確保するため、「(仮)経営会議」を設置します。

〔3案〕指定管理+直営(=現在の組織運営を一部改善)

現在と同様に、総合文化センター(図書館を除く)に指定管理者制度を導入し、それ以外の施設は県直営としますが、現行よりも一体的な運営を可能にするため、「(仮)経営会議」を設置するものです。

〔4案〕指定管理+地方独立行政法人(+直営)

現在指定管理者制度を導入している総合文化センター(図書館を除く)には引き続き指定管理者制度を導入し、総合博物館及び美術館は地方独立行政法人化するものです。

この場合、図書館については、県直営にする場合と、総合文化センターとともに指定管理の対象にする場合の2つのパターンがあります。

なお、この案においても、組織が一体化するわけではないので、「(仮)経営会議」を設置して、一体性を確保します。

◇文化交流ゾーンを構成する各施設の今後の組織のあり方(例示)

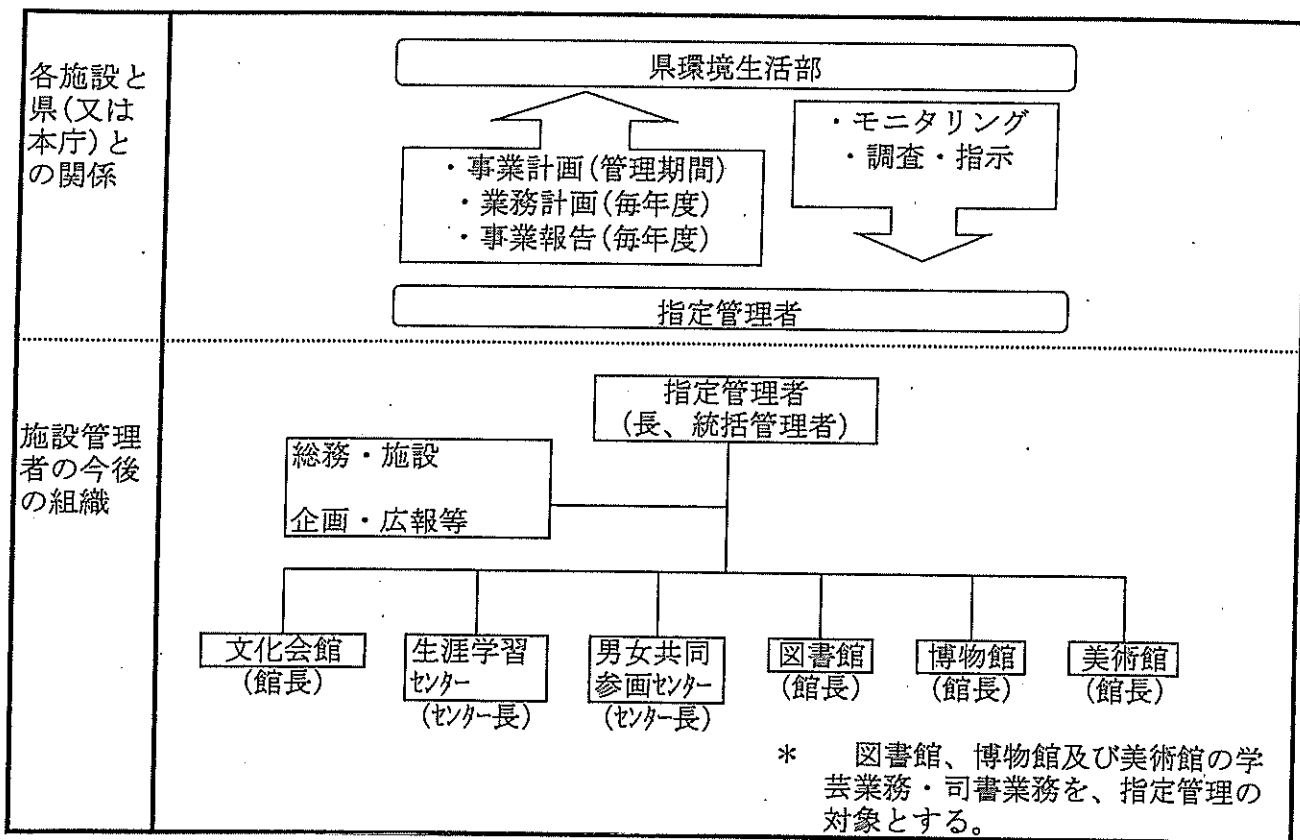
施設の運営手法は、①指定管理者制度(全部指定、一部指定)②直営③地方独立行政法人化の3つがあり、この組み合わせにより、以下に4つの組織のあり方を例示します。

なお、これらは基本的な枠組みとその効果等を示したもので、組み合わせによっては対象範囲の調整と詳細な制度設計が必要になります。

〔1案 指定管理(全部指定)〕

・ 現在指定管理者制度を導入している総合文化センター(文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター)とそれ以外の施設を一括して指定管理の対象とする。

・ 指定管理業務には学芸業務・司書業務を含む。

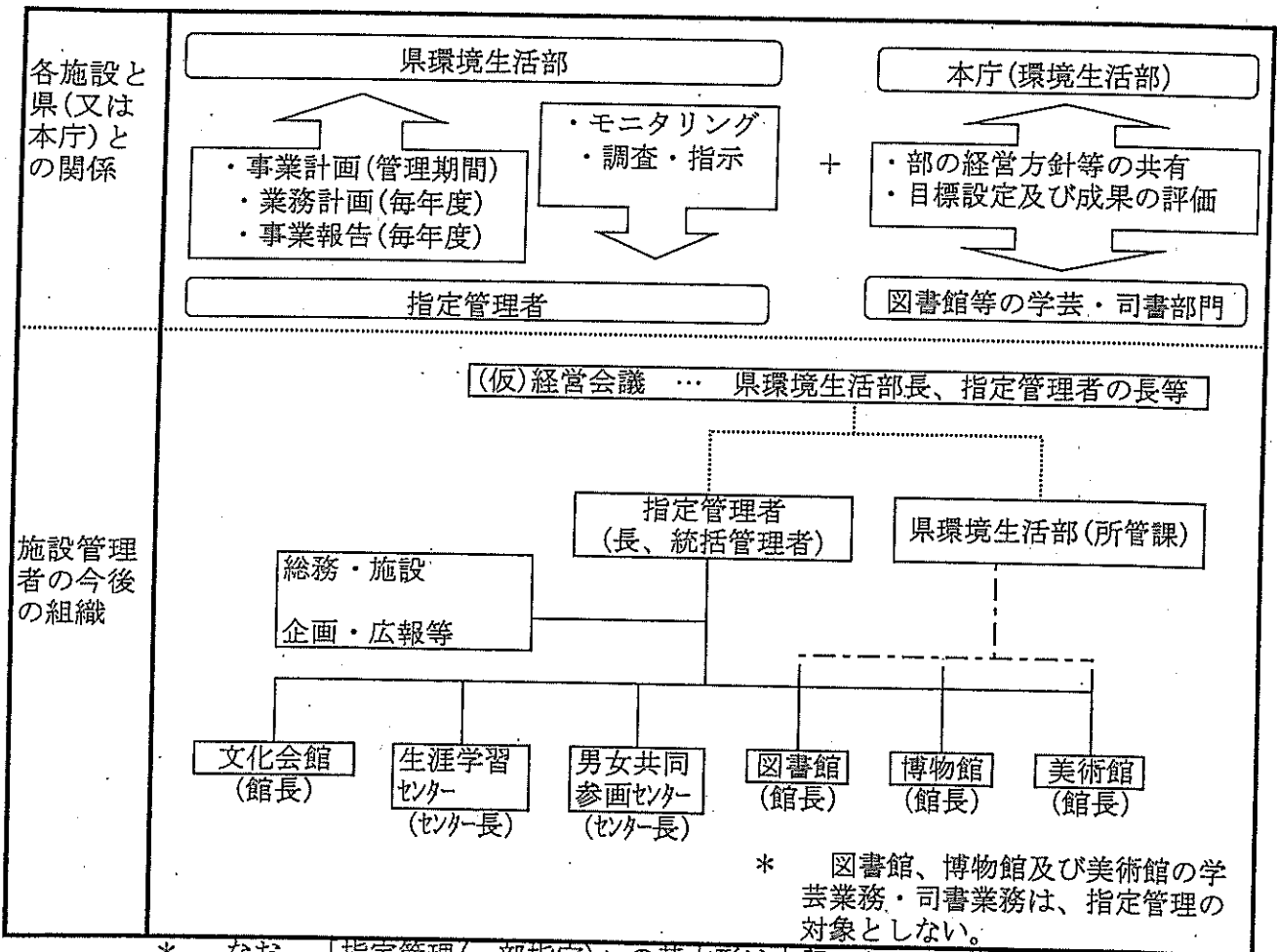


- <効果>
- ・ 一つの指揮命令系統の下で、各施設の独自性を活かしつつ、一体的な組織運営や総合的な視点からの事業展開が可能となる(=連携の日常化)。
 - ・ 経営の自由度が高く、柔軟な発想や創意工夫が活かせる。
 - ・ 民間のノウハウを活用した経営努力が期待できる。
 - ・ 予算の執行等に柔軟性を発揮しやすい。

- <懸念される点>
- ・ 各施設が持つ「社会の公共財」としての役割は本来的に行政が担うべきであり、新たに外部の団体に委ねる場合は、その機能が担保できるよう配慮が必要がある(「公」であることの信頼感や、「公」の立場として行う地域支援活動などが維持できなくなる恐れがある)。
 - ・ 学芸業務等の基幹業務の継続性を担保するためには職員の派遣が必要であるが、制度上派遣を継続することには制約がある。
 - ・ 指定管理期間を超える長期的な視野が欠けることが懸念される。

〔2案 指定管理(一部指定)〕

- ・ 現在指定管理者制度を導入している総合文化センター(文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター)とそれ以外の施設を一括して指定管理の対象とする。
- ・ 指定管理業務には、図書館、博物館及び美術館の学芸業務・司書業務を含まない。
- ・ 県直営部門との間で、より一体的な組織運営等が可能となるよう、指定管理者との間で「(仮)経営会議」を設置する必要がある。同会議では、例えば、毎月、両組織の経営層等による諸調整、館長レベル及び担当者レベルの連絡調整を実施する。



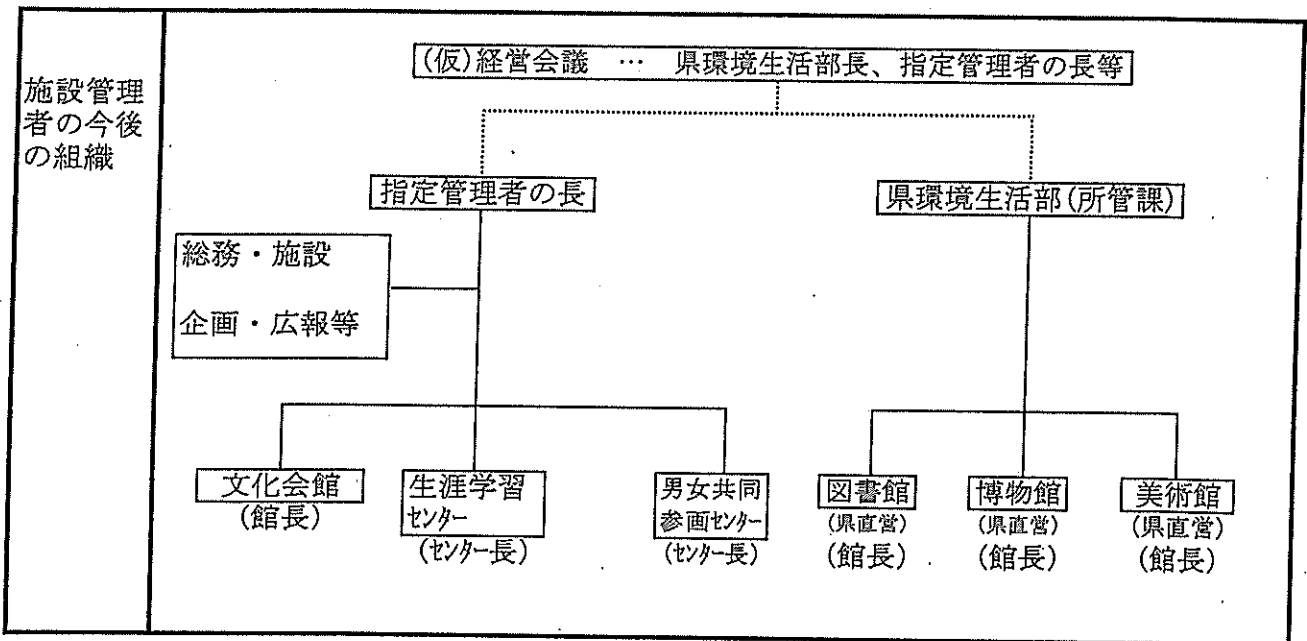
* なお、「指定管理(一部指定)」の基本形は上記のとおりであるが、指定管理業務の対象範囲については幅がある。

- <効果>
- ・ 学芸業務等の基幹業務の継続性や公益性を担保できるとともに、県の方針や考えを反映しやすい。
- <懸念される点>
- ・ 指揮命令系統が複雑化することで業務の分担や責任の範囲が不明確になり、調整に労力を要する。
 - ・ 指定管理者が施設の経営において自由度や独自性を発揮できる範囲が限られる。

〔3案 指定管理+直営 = 現在の組織運営を一部改善〕

現在指定管理者制度を導入している総合文化センター(文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター)にのみ指定管理者制度を導入し、それ以外の施設は施設管理(清掃、警備等)も指定管理の対象とせず県直営とする。

県直営部門との間で、より一体的な組織運営等が可能となるよう、指定管理者との間で「(仮)経営会議」を設置する必要がある。同会議では、例えば、毎月、両組織の経営層等による諸調整、館長レベル及び担当者レベルの連絡調整を実施する。



- <効果>
- ・ 県直営館が持つ「社会の公共財」としての役割は本来的に行政が担うべきである(「公」であることの信頼感や、「公」の立場として行う地域支援活動の維持に有効)。
 - ・ 県直営館は、業務全般について継続性や公益性を担保できるとともに、県の方針や考えをダイレクトに反映できる。
 - ・ 長期的な視点で、計画的な組織運営が可能となる。

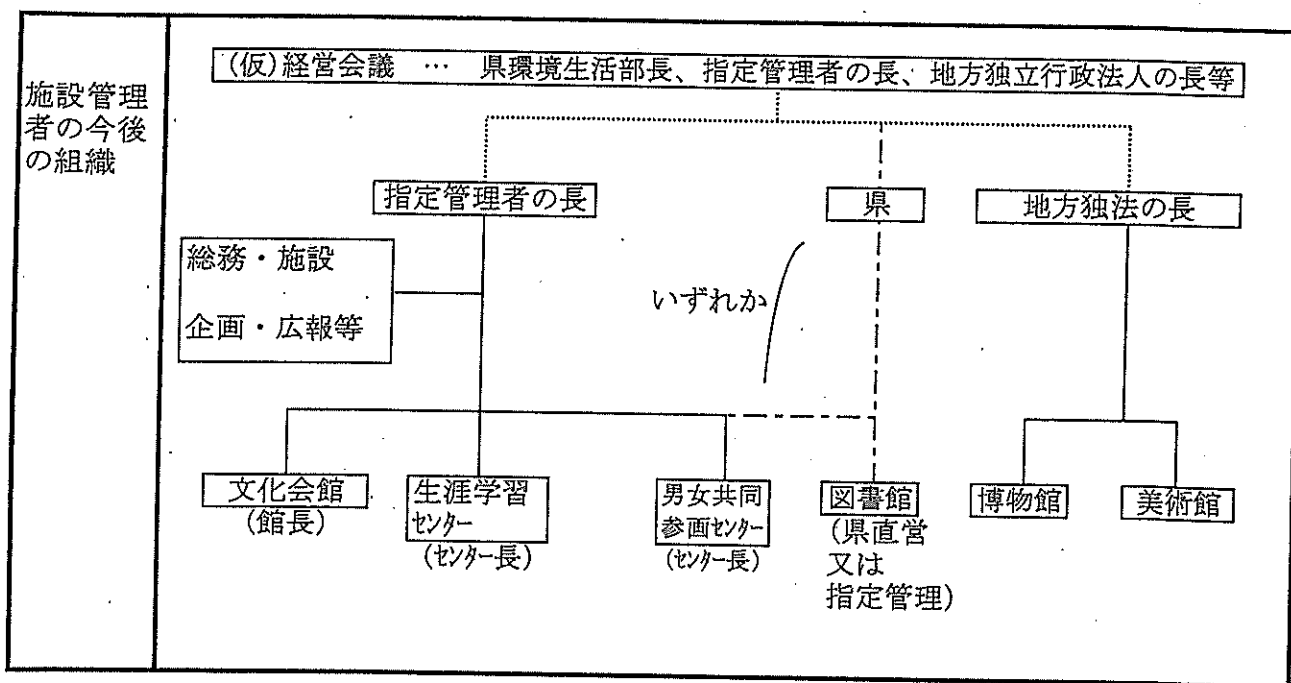
- <懸念される点>
- ・ 管理体制、指揮命令系統が異なるため、各施設が連携する企画の調整に時間や手間がかかる(=「連携の日常化」は難しい)。
 - ・ 県直営館に関しては、地方自治法等の各種制約を受けるため、指定管理者制度導入施設と比較して、経営の自由度が高くなく、柔軟性を発揮しにくい。

〔4案 指定管理+地方独立行政法人(+直営)〕

現在指定管理者制度を導入している総合文化センター(文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター)に引き続き指定管理者制度を導入し、制度改正により地方独立行政法人化が可能となる博物館及び美術館を地方独立行政法人とする。

なお、この場合、図書館は県直営にする場合と、総合文化センターとともに指定管理の対象にする場合の2つの選択肢がある。

この場合も1と異なり、組織が一体化するわけではないので、一体的な組織運営等が可能となるよう、2などと同様に、「(仮)経営会議」を設置する必要がある。同会議では、例えば、毎月、組織の経営層等による諸調整、館長レベル及び担当者レベルの連絡調整を実施する。



- <効果>
- 地方独立行政法人(博物館、美術館)については、県直営時と比較して、創意工夫を活かした機動的で柔軟な対応が可能となる。
 - 地方独立行政法人(博物館、美術館)については、県直営時と比較して、評価委員会による業績評価などを通じた業務改善サイクルが確立され、サービス・質の向上が期待できる。
 - 地方独立行政法人(博物館、美術館)については、指定管理導入施設と比較して、管理運営期間が限定されていないため、継続性・専門性・計画性が確保されやすい。

- <懸念される点>
- 管理体制、指揮命令系統が異なるため、各施設が連携する企画の調整に時間や手間がかかる(=「連携の日常化」は難しい)。
 - 地方独立行政法人化に必要な、服務規程をはじめとする各種規程の整備や、財務システムの構築等に、期間やコストを要する。
例えば、公立大学法人三重県立看護大学の場合、概ね3年を要している。

3 - (3) 部会の意見

[2案及び3案について]

- ・ 部会の審議の中では、まず、2案については、博物館、美術館、図書館のそれぞれについて、指定管理業務と県直営業務が混在し、指揮命令系統が複雑化して業務の分担や責任の範囲が不明確になること等から、また、3案については地方自治法等の各種制約を受ける県直営館が多くなり、経営の自由度や柔軟性の発揮等の点で課題があることから、2案及び3案が望ましいという意見はありませんでした。

[1案について]

- ・ 整理しためざす姿等や施設運営の基本的な考え方に照らすと、専門分野を越えて組織を一体化する1案が望ましいという意見がありましたが、1案には次の課題があることも確認しました。

- ・ 学芸業務等の継続性を確保するためには職員(学芸員等)の派遣が必須となりますが、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(以下、「派遣法」と表記)上、職員を派遣することができる団体には一定の制約があること、職員を派遣できる期間に制限があること等から、三重県の実情に照らすと、同法等による制度的な制約が相当大きな壁となります。
- ・ 指定管理者制度は期間が定まったものです。このため、長期的な視点での事業構築や、アーツマネジメントに精通した優秀な人材の確保・育成に一定の限界があります。

[4案について]

- ・ 組織の一体化には至らないものの、総合博物館及び美術館については地方独立行政法人化によって、また、制度上地方独立行政法人化できない文化会館等については指定管理者制度の導入によって、経営の自由度や柔軟性を確保しつつ、マネジメントによって各施設を一体的に運営することで連携強化を図ることができるという理由から4案も有力な選択肢であるとの意見がありましたが、4案には次の課題があることも確認しました。

- ・ 指定管理者と地方独立法人(場合によっては、さらに県直営の図書館)という、それぞれ独立した者が一体的な組織・事業運営を行おうとするものであることから、「(仮)経営会議」に一定の権限を付与し、組織益にとらわれず、全体最適・県民益の実現のため機能させることが成功の鍵となります。
- ・ 地方独立法人設立時及び法人化後に、財務会計システム開発・維持経費や監査法人関係経費などの新たなコストが発生します。

〔1案と4案の比較考量〕

◇1案について

- ・ 1案は、組織を一体化する案です。一元化された指揮命令系統の下で、専門分野を越えて、より柔軟な経営資源配分による効率的・効果的な経営が可能になるなど、4案より優れた点があります。
- ・ その一方で、期間を定めた指定であることから、多くの県民が観たいと感じる公演や展示等を企画立案する優秀な人材の確保・育成や、長期的な視点での事業構築に一定の限界があるなど、ミュージアム系施設に関しては4案より劣る点があります。
- ・ さらに、施設運営の基本的な3つの考え方のうち、学芸業務等の継続性等の担保のためには、職員の派遣が必須となりますが、これを行うためには派遣法をはじめとする制度的な制約が相当大きな壁となります。

◇4案について

- ・ これに対して、4案は、組織を一体化しないため、より柔軟な経営資源の配分という点では1案より劣る点があるものの、「(仮)経営会議」を設置し、地方独立行政法人の中期目標や指定管理者の業務仕様書等を活用して、そのあり方を工夫することで1案に近い効果を得ることができます。
- ・ また、ミュージアム系施設は地方独立行政法人化し、期間が限定された管理運営ではないため、前述の優秀な人材の確保・育成や長期的な事業構築等の点で1案より優れています。
- ・ さらに、職員を派遣してミュージアム系施設にかかる学芸業務の継続性等を担保する案ではないため、派遣法等をはじめとする制度的な制約を受けずに、施設運営の基本的な3つの考え方を実現できます。
(ただし、この案において図書館を指定管理の対象とする場合であって、現在取り組んでいる県立図書館改革の継続性等を勘案して司書等の派遣を行う場合には、1案と同様、派遣法等の制約を受けることとなります。)
- ・ なお、課題の1つである新たなコストに関しては1案よりも必要と見込まれますが、仕様上の工夫や入札等により圧縮していくことも可能と考えます。
- ・ 以上のように、1案と4案を比較考量した結果、部会としては、次のように考えます。

i) 一体的な組織運営等に関しては1案のほうが優れているが、派遣法等による制度的な制約という観点で比較すると4案のほうが優れている。

但し、4案による場合には、一体的な組織運営等を実現するために、「(仮)経営会議」を機能させることが必要となる。

ii) 両案とも、現行より、経営の自由度が高まり、業績評価も明確になる

iii) ミュージアム系施設に関しては、管理運営期間が限られない4案のほうが、優秀な人材の確保・育成、長期的な視点での事業構築という点で優れている

先に整理したゾーン構成施設の運営の基本的な 3 つの考え方及び現行制度上の制約等を総合的に勘案した結果、現時点では、4 案(指定管理+地方独立行政法人(+直営))の方向で検討を進めていくべきであると考えます。

なお、審議の中では、ゾーン構成施設の運営の基本的な 3 つの考え方の中で、組織の一体運営を優先すべきであるという意見があったことを付記します。

- ・ この際、部会としては県に対して次の 3 つを求めます。

[県に求めること 1]

今回の検討においては、とりわけ、運営手法に関しては、制度改正直後の地方独立行政法人を検討の対象とし、基本的な枠組みレベルでの検討を行ったことなどから、今後、県において、**4 案の成功の鍵となる「(仮)経営会議」**の役割等も含め、経営の自由度の向上など 3 つの基本的な考え方を踏まえた、より詳細な制度設計を行う必要があります。

地方独立行政法人の設立には、県としても一定の時間と経営資源が必要になることから、最終的な決定は、国のさらなる制度改正の動向や、詳細な検討結果等を踏まえ、判断すべきであると考えます。

[県に求めること 2]

ゾーン構成施設は、いずれも文化芸術と学びに関する県のセンター機能を担う施設であり、全県域・全関心層に等しくサービスを提供するためには、県民にとって最も身近で、そのニーズを第一線で受けとめる市町立施設等との連携が不可欠です。

ゾーン構成施設のなかには、過去において、当面県直営とすることを明らかにし、これを前提として、市町立施設等との間で、資料の相互貸出や館員の育成等の連携協力関係を構築してきた施設もあります。

市町立施設等との連携協力関係を維持・強化していくためには、めざす姿やそれを実現するための施設運営のあり方等にかかる県の考え方を丁寧に説明し、市町の意見を伺って、最終的に決定していくことが必要であると考えます。

[県に求めること 3]

ゾーン構成施設の管理運営に関しては、所要の手続きを経て、現在、知事部局が担っていますが、これらの施設は社会教育施設として、学校教育や社会教育と密接な関係を有します。

このため、上記と同様に、県教育委員会をはじめとする関係者の意見を伺うことも必要であると考えます。

いずれにしても、今回の検討の目的は、文化芸術と学びに関して、県

民により充実したサービスを提供することです。

今後、市町をはじめとする関係者との諸調整や、詳細な制度設計を行うなかで、めざす姿等に照らして、県民にとってベストな選択を行っていただきたい。

◎ 委員名簿

氏 名	役 職
浅 田 政 志	写真家
河 上 敢 二	熊野市長
千 種 清 美	文筆家、皇學館大学非常勤講師
○豊 田 長 康	鈴鹿医療科学大学学長
中 村 忠 明	(公財)三重こどもわかもの育成財団理事
山 下 治 子	(株)アム・プロモーション「ミュゼ」編集長

○：部会長

◎ 部会での検討経過

	開催日	議題
第 1 回	平成 25 年 8 月 23 日	① 文化交流ゾーンのめざす姿 ② 文化交流ゾーンのミッション ③ 文化交流ゾーンを構成する施設の具体的な連携方策 ④ 文化交流ゾーンの魅力を高めるために留意する事項
第 2 回	平成 25 年 10 月 25 日	① 第 1 回部会を踏まえた文化交流ゾーンの「めざす姿」等の確認 ② 文化交流ゾーンを構成する施設の運営手法のあり方 ③ 文化交流ゾーンを構成する施設の具体的な連携方策
第 3 回	平成 26 年 1 月 22 日	① 部会報告書案

<参考意見>

- ・ 第 2 回部会において、浅田委員から、ゾーン構成施設を活発かつ魅力的にするための提案がなされたので、ここで参考意見として紹介します。

次頁のイメージ図にあるとおり、この機会に三重県に在住するアーティストをはじめとして三重県にゆかりのあるアーティストが立ち上がり、ボランティアでワークショップやイベント、展覧会などを開催し、力を合わせてゾーン構成施設を盛り上げていこうというものです。

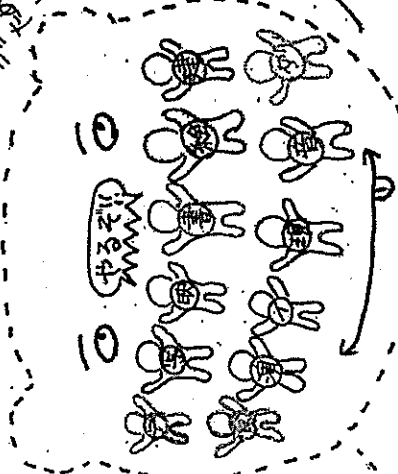
これにより、ゾーン構成施設と県民の距離やアーティストと県民の距離が近くなることはもとより、県民の意見もとり入れた三重県らしい企画をここから発信すること、アーティストが互いに切磋琢磨すること等にもつながります。

☆ 文化交流ゾーン (仮名: 三文重) を活発かつ魅力的にする提案 ☆

→ 三文の文化施設が重なり合うというような意味。

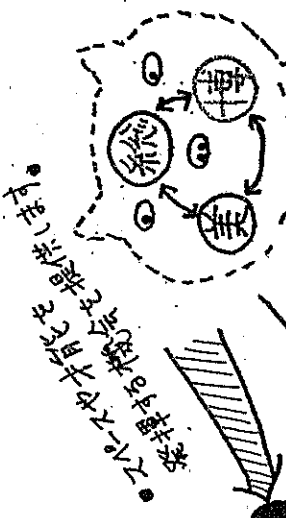
三文の文化施設が重なり合うというような意味。
 今三文出身のアーティストが立ち上がろうよ!!

他県の人には任せられぬよ。
 故郷のために自分の才能や技術を使いぬい。



三文出身のアーティスト
 ボラティア
 三文重応援隊 (仮名)
 ※定期的に集まり、三文重を盛り上げる話し合い。

チームのレベルを高く保ち、まじめに保つ。三文出身のアーティストが活躍する。アーティストを選び集める。



三文重のアートスペースに活躍したい。

三文重アートのFBやツイッターなど、情報を発信するよ。

例えば

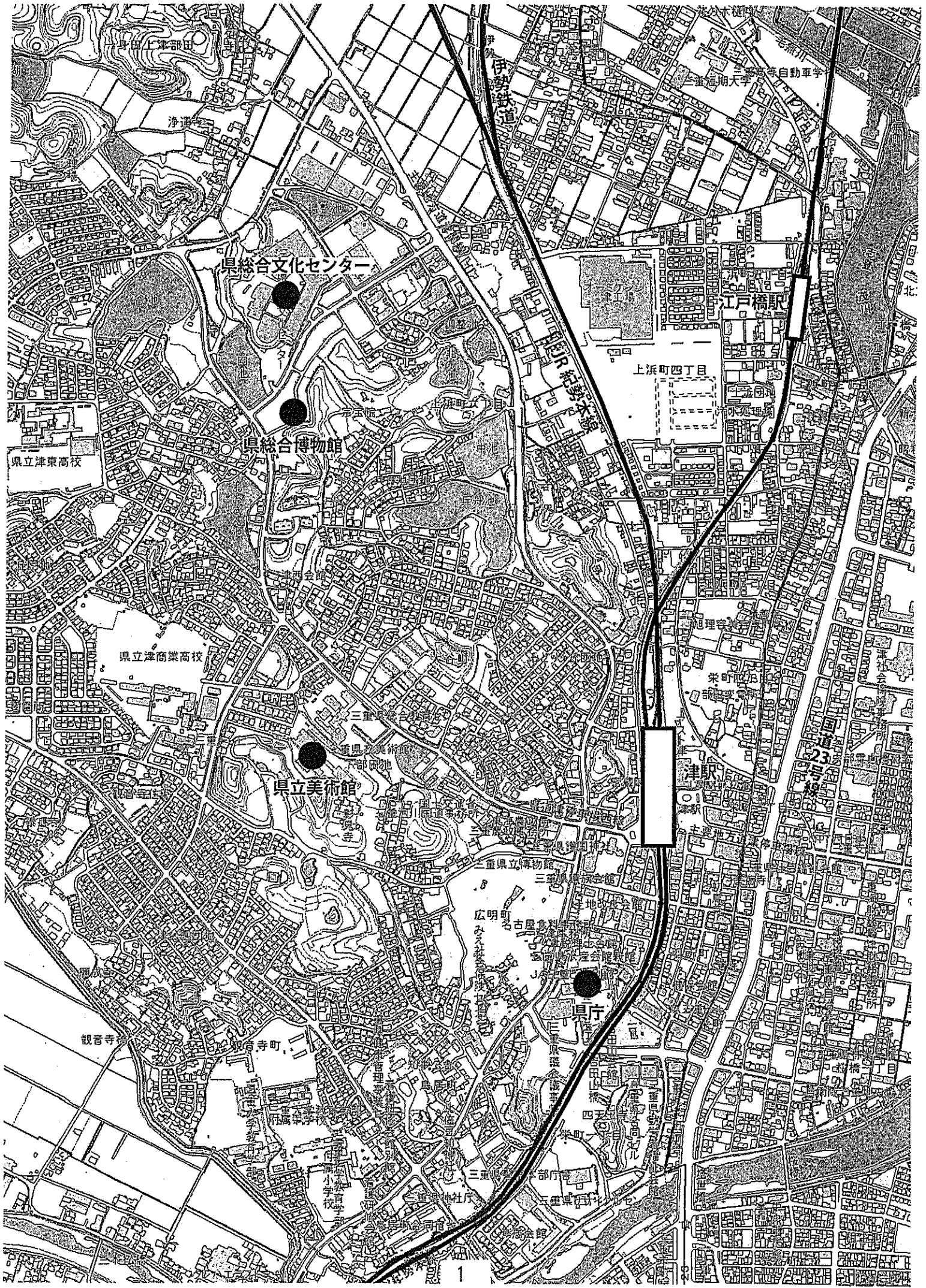
- その1. 三文重のアーティストを制作した時、デジタルアート写真+イラストレーター+and more が協力して作成する。
- その2. 各館で「アート隊」名義の展示やワークショップを開催。
- その3. 各館で「アート隊」名義の展示やワークショップを開催。

バズりやすい場所

- その1. 三文重のアートスペース同士が互いに刺激しあえ、レベルが高くなる。
- その2. 三文重では、三文重独自の企画が作り出され、さらに県民の意見も取り入れられる。
- その3. 地方ならではの文化施設活用方法が初めて作れることになる。
- その4. 三文重で活躍するアーティストが、その分有価なお金を使える。
- その5. 三文重出身のアーティストを県民の方にもっとも増やす機会が増え、多くのアーティストが活躍する。

参 考 資 料

- 1 位置図
- 2 ゾーン構成施設の概要、設置条例等
- 3 ゾーン構成施設の現在の組織運営の状況等



県総合文化センター

県総合博物館

県立美術館

県庁

県立津東高校

県立津商業高校

観音寺

上派町四丁目

広明町

文化交流ゾーンの拠点となる施設の概要

文化交流ゾーンの拠点となる施設は、「三重県総合文化センター」、「県立美術館」及び「県立博物館」であり、それぞれの概要は次のとおりです。

1 三重県総合文化センター

総合文化センターは、①文化会館、②生涯学習センター、③県立図書館、④男女共同参画センター「フレンテみえ」、によって構成される複合型文化施設です。

設置年：平成6年

所在地：津市一身田上津部田（津駅西口からバスで約5分）

運営主体：指定管理者（（公財）三重県文化振興事業団）

※平成16年下半期から指定管理者制度を導入

※県立図書館は直営

敷地面積：62,224 m²

延床面積：46,305 m ²	—	文化会館	29,415 m ²
	—	生涯学習棟	11,763 m ²
	—	男女共同参画棟	5,127 m ²

① 文化会館

文化会館は、県の文化芸術の拠点施設として、芸術性の高い公演や個性的な事業を実施するとともに、将来の地域文化を担う人材育成をはじめ、多様な文化芸術に親しむことのできる環境づくりを行っています。

<事業の概要>

●鑑賞型事業

オペラ、バレエ、クラシックコンサートなど芸術性の高い公演や歌舞伎、文楽など日本の伝統芸能、三重県ゆかりの芸術家による公演などを実施する。

●普及型事業

気軽に楽しめるワンコインコンサートなどの公演や三重ジュニア管弦楽団育成事業・舞台創造講習会などの人材育成事業を実施するとともに、県内の文化施設や学校等に出向いて出張コンサートやワークショップなどアウトリーチ事業を実施する。

●参加型事業

演劇などの分野で企画・創造型事業を実施するほか、みえ文化芸術祭（みえ県民文化祭、みえ県展、みえ音楽コンクール）を実施し、県民の文化芸術活動の発表の場を提供する。

② 生涯学習センター

生涯学習センターは、県における総合的な生涯学習拠点として、県民の学習ニーズを把握しながら県民・市町・高等教育機関などと協働して事業を実施してい

ます。

<事業の概要>

●生涯学習機会提供事業

県内の高等教育機関、各種団体、ボランティアとの協働により、移動講座も含めた多様な学習機会を提供する（「アカデミックセミナー」「まなびいすとセミナー」など）。

●みえ生涯学習ネットワーク事業

生涯学習に関わる個人・団体等の交流、情報発信を行うことにより、互いに学びあい成長しあえる環境を整備し、生涯学習の振興を図る。

●生涯学習情報提供事業

生涯学習情報提供システムの適正な維持管理及び最新情報の収集・更新に努めるとともに、定期的な情報誌の発行等により多様化する学習ニーズに対応した幅広い生涯学習情報の提供を行う。

●視聴覚ライブラリー管理運営事業

視聴覚コーナーや視聴覚教材の貸し出しなど三重県視聴覚ライブラリーの適正な運営を行うとともに、視聴覚教材を活用した各種上映会を行う。

三重県総合文化センター	H20	H21	H22	H23	H24
入館者数（人）	650,598	781,159	710,159	734,883	642,669
うち、文化会館	479,503	587,100	530,780	555,997	494,245
うち、生涯学習センター	59,232	66,508	61,440	62,235	60,079
うち、男女共同参画センター	111,863	127,551	118,429	116,651	118,345
施設全体稼働率（％）	75.2	79.7	78.0	79.6	81.1

③ 県立図書館

県立図書館は、生涯学習の中核的な施設として、県民の学習活動を支援しています。また、県民に役立ち、満足される蔵書の一層の充実と資料・情報の創造的な活用を図るとともに、市町立図書館などと連携し、県立・市町立図書館の蔵書を県民共有の知的財産と位置づけ、だれでも、どこからでも蔵書を利用できる環境を整備しています。

<事業の概要>

●学びの拠点活用支援事業

市町立図書館や県立学校図書館との連携を強化するとともに、三重県に関する資料や情報を積極的に収集及び提供する知識と情報の拠点として、人づくりや地域づくりのあらゆる場面で県民の活動を支援する。

●三重県図書館情報ネットワーク（MILAI）

県内図書館・図書室の蔵書がインターネット上で検索できるシステムであり、図書館間での資料の借り受け（相互貸借）にも利用されている。

●オンライン予約配送サービス（e-Booking）

県立図書館の蔵書をインターネットにより、24時間365日いつでも貸出予約申込、受取施設の指定ができるサービスを行っている。

県立図書館	H20	H21	H22	H23	H24
入館者数（人）	345,187	344,264	338,632	323,132	325,867
レファレンスサービス（件）	6,107	6,563	6,763	6,337	6,524
貸出冊数（冊）	336,276	342,841	324,772	327,489	353,287

2 県立美術館

県立美術館は、本県の美術・文化芸術の振興拠点として、美術資料の「収集・保管・展示」という三つの基本的な活動を核とし、文化・教育関係機関等多様な主体と連携しながら、展覧会や教育普及活動を展開しています。

設置年：昭和57年（平成15年リニューアル開館）

所在地：津市大谷町（津駅西口からバスで約2分）

運営主体：三重県

敷地面積：24,403.80㎡

延床面積：10,665.88㎡

主な収蔵作品：ムリーリョ「アレクサンドリアの聖カタリナ」、シャガール「枝」、佐伯祐三「サンタンヌ協会」、曾我蕭白「旧永島家襖絵」（重要文化財）

23年度企画展：「堀文子展」、「藤島武二・岡田三郎助展」、「イケムラケイコ展」

24年度企画展：開館30周年記念「簞白ショック！！ 曾我簞白と京の画家たち」、同「KATAGAMI Style 世界が恋した日本のデザイン」

<事業の概要>

●展覧会推進事業

県民が気軽に美術館を訪れ、国内外の多彩な美術作品を鑑賞できる企画展覧会を開催するとともに収集所蔵作品による常設展を開催する。

●研究活動推進事業

美術館活動と関連した調査研究を継続的に実施し、その成果を展覧会の企画に繋げるとともに、展覧会図録や新聞・美術雑誌・講演等での発表、その他関係機関への助言・指導等の形で公表する。

●教育活動推進事業

来館者対象活動として、美術講演会やギャラリートーク、ワークショップ等

の参加体験型教育活動を行うとともに、県内外での広報活動を行う。

県立美術館	H20	H21	H22	H23	H24
入館者数（人）	157,029	159,863	121,582	124,767	174,994
収蔵品保有数（寄託除く）	4,815	4,873	4,882	4,997	5,062

3 県立博物館

県立博物館は、昭和28年6月、偕楽公園（津市）内に開館した東海地方初の総合博物館（自然・歴史）であり、展示・教育普及・調査活動を通し、本県の自然と歴史・文化に対する関心を深めるとともに、県民の生活向上と文化の発展に努めてきました。（建物の老朽化問題などのため、平成19年10月から展示室を閉鎖中）

現在、津市一身田上津部田地内（三重県総合文化センター隣接地）に平成26年春の開館に向けて、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を活動理念とする新県立博物館の整備を進めています。

〔現在の県立博物館〕

所在地：津市広明町

敷地面積：3,520.65 m²及び60.5 m²（借地）

延床面積：本館 660.48 m²、付属建物 395.29 m²、収蔵庫・事務室（旧図書館）
2,120.42 m²

〔新県立博物館〕

所在地：津市一身田上津部田（三重県総合文化センター隣接地）

敷地面積：37,793 m²

延床面積：10,779 m²（外部通路等を除く）

収蔵資料総数：281,339点（H21.3現在）

（自然関係：260,771点、人文関係：20,628点）

主な収蔵資料

<地学の部>トバリユウ（鳥羽市産恐竜）化石、ミエゾウ・アケボノゾウ化石

<動物の部>日本カモシカセンター寄贈資料、大川氏昆虫コレクション

<植物の部>山内氏 さく葉標本コレクション、オニバス（樹脂封入標本：桑名市多度町産）

<考古資料の部>鳥井古墳出土押出仏（県指定有形文化財）

<美術工芸の部>絹本着色羅漢図（県指定有形文化財）、浮世絵 駿河町呉服屋図
歌川豊春、浮世絵 保永堂版東海道五十三次の内 庄野

<歴史資料の部>紙本墨書古文書（県指定有形文化財）、北条義時書状

<民俗資料の部>生産成業 伊勢型紙、伊勢型紙浴衣・手ぬぐい図案

改正	平成 六年一二月二二日三重県条例第五 二号	平成 八年 三月二七日三重県条例第二 〇号
	平成 九年 三月二五日三重県条例第四 三号	平成一一年 三月一九日三重県条例第八 号
	平成一二年 三月二四日三重県条例第三 〇号	平成一三年 三月二七日三重県条例第三 五号
	平成一四年 三月二六日三重県条例第三 四号	平成一六年 三月二三日三重県条例第三 四号
	平成一七年一〇月二一日三重県条例第六 七号	平成一八年 六月三〇日三重県条例第六 六号
	平成一九年 三月二〇日三重県条例第三 号	平成一九年 七月 四日三重県条例第五 二号
	平成二二年 三月二九日三重県条例第一 二号	平成二五年 三月二九日三重県条例第五 三号
	平成二六年 三月二七日三重県条例第六 八号	

三重県総合文化センター条例をここに公布する。

三重県総合文化センター条例

（設置）

第一条 県民の文化芸術活動及び生涯学習活動並びに男女共同参画活動の促進に寄与するため、三重県総合文化センターを津市に設置する。

2 三重県総合文化センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- 一 三重県文化会館
- 二 三重県生涯学習センター
- 三 三重県男女共同参画センター
- 四 三重県立図書館

一部改正〔平成一三年条例三五号・一六年三四号〕

（事業）

第二条 三重県総合文化センターで行う事業は、別表第一のとおりとする。

一部改正〔平成一六年条例三四号〕

（指定管理者による管理）

第三条 三重県立図書館を除く三重県総合文化センター（以下「センター」という。）の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事及び教育委員会（以下「知事等」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてセンターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

全部改正〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号・一九年三号〕

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 別表第一に規定する事業のうち三重県立図書館に係るものを除く事業の実施に関する業務

二 センターの施設及び設備並びに備品（以下「センターの施設等」という。）の利用の許可等に関する業務

三 第十八条第一項に規定する利用料金の収受等に関する業務

四 センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務

五 前各号に掲げる業務のほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務のうち知事又は教育委員会のみ権限に属するものを除く業務

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（指定管理者の指定の申請）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事等が別に定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

一 センターの事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、知事等が特に必要なものとして別に定める書類

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（指定管理者の指定）

第六条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

四 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 知事等は、前項の規定により審査した結果、センターを最も効果的に管理することができることを認められたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（選定委員会）

第六条の二 知事等は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事等の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、知事等の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

一 審査基準及び配点表の作成に関する事項

二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事等がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、センターの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成一九年条例五二号〕

（指定等の告示）

第七条 知事等は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。

二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 知事は、第十八条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一八年条例六六号〕、一部改正〔平成一九年条例五二号〕

（協定の締結）

第八条 知事等は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

一 センターの管理に関する事項

- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める事項

追加〔平成一八年条例六六号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- 一 センターの管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第十七条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 センターの管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(業務状況の聴取等)

第十条 知事又は教育委員会は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(知事等による管理)

第十一条 知事等は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の規定により知事等が管理の業務を行うときは、知事は、別表第三に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。
- 3 第十九条から第二十一条まで及び別表第三の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十九条から第二十一条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

追加〔平成一八年条例六六号〕

(開館時間等)

第十二条 センターの開館時間は、午前九時から午後七時までとする。

- 2 センターの施設等の利用時間は、別表第二のとおりとする。
- 3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、開館時間及び利用時間を変更することができる。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(休館日)

第十三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(利用の許可)

第十四条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことが

できる。

一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十七条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、センターの施設等の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（利用権の譲渡及び転貸の禁止）

第十五条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号〕

（利用者等に対する指示）

第十六条 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十三条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号〕

（利用の制限等）

第十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

四 暴力団の利益になると認められるとき。

五 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。

六 公益上必要があると認められるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（利用料金の収入）

第十八条 指定管理者は、センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として收受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表第三に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（利用料金の納入）

第十九条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（利用料金の減免）

第二十条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（利用料金の返還）

第二十一条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりセンターの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込を取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(原状回復義務)

第二十二條 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四條の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事又は教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一八年条例六六号〕

(損害賠償義務)

第二十三條 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(秘密保持義務)

第二十四條 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

追加〔平成一八年条例六六号〕

(手数料)

第二十五條 三重県立図書館において、マイクロフィルム複写を必要とする者は、一枚につき五十円の手料を納めなければならない。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号〕

(他の条例との関係)

第二十六條 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号・二六年六八号〕

(委任)

第二十七條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号〕

附 則

- 1 この条例は、平成六年十月七日から施行する。
- 2 三重県文化会館条例（昭和三十九年三重県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

旧三重県文化会館条例

第一条中「三重県文化会館」を「旧三重県文化会館」に改める。

- 3 三重県立図書館条例（昭和三十九年三重県条例第四十八号）は、廃止する。

附 則（平成六年十二月二十二日三重県条例第五十二号）

- 1 この条例は、平成七年二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成八年三月二十七日三重県条例第二十号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の規定は、平成八年四月一日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二十五日三重県条例第四十三号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日三重県条例第八号抄）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日三重県条例第三十号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第三十五号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日三重県条例第三十四号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日三重県条例第三十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日までの間において規則で定める日から施行する。（平成十六年五月三重県規則第四十六号で、同十六年十月一日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に三重県立図書館を除く三重県総合文化センター（以下「センター」という。）の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の三重県総合文化センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県総合文化センター条例（以下「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の後新条例第三条第一項の規定により最初に指定を受けたものがセンターの管理を行う期間は、新条例第五条の規定にかかわらず、当該指定を受けた日から起算して三年以内において規則で定める期間とする。（平成十六年五月三重県規則第四十七号で、二年六月とする。）

（準備行為）

- 6 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成十八年六月三十日三重県条例第六十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（後略）

（出納長等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定（中略）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成十九年七月四日三重県条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十九日三重県条例第十二号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日三重県条例第五十三号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第六十八号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において、三重県総合文化センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県総合文化センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

別表第一（第二条関係）

施設	事業
三重県文化会館	一 音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の振興に必要な事業を行うこと。
	二 ホール、ギャラリー等を利用に供すること。
	三 その他文化芸術の振興に関する事業を行うこと。
	一 生涯学習に関する情報を収集し、及び提供し、並びに相談に応ず

三重県生涯学習センター	<p>ること。</p> <p>二 生涯学習に関する調査研究、指導者の研修、講座の開設等を行うこと。</p> <p>三 視聴覚教育に関する機器及び教材を整備し、利用に供すること。</p> <p>四 研修室、視聴覚室等を利用に供すること。</p> <p>五 その他生涯学習の振興に関する事業を行うこと。</p>
三重県男女共同参画センター	<p>一 男女共同参画に関する情報を収集し、及び提供し、並びに相談に応ずること。</p> <p>二 男女共同参画に関する学習、研修等を行うこと。</p> <p>三 男女共同参画に関する調査研究を行うこと。</p> <p>四 セミナー室、多目的ホール等を利用に供すること。</p> <p>五 その他男女共同参画の促進を図るために必要な事業を行うこと。</p>
三重県立図書館	<p>一 図書、記録その他必要な資料及び情報を収集し、整理し、及び保存して、一般の利用に供すること。</p> <p>二 市町立図書館等に対し、図書館運営等に係る援助を行うこと。</p> <p>三 市町立図書館等との間にネットワークを構築し、資料及び情報の提供等を行うこと。</p> <p>四 図書館サービスに関する調査研究を行うこと。</p> <p>五 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</p>
センター共通部分	<p>飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスの提供及びこれらに必要な場所を利用に供すること。</p>

一部改正〔平成一三年条例三五号・一六年三四号・一七年六七号・一八年六六号〕

別表第二（第十二条関係）

施設	区分	利用時間
三重県文化会館	ホール リハーサル室 ワークショップ 楽屋	午前九時から午後十時まで
	ギャラリー レセプションルーム 会議室	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後七時まで
三重県生涯学習センター	視聴覚室 研修室	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後五時まで
三重県男女共同参画センター	多目的ホール 特別会議室 セミナー室 セッションルーム 生活工房 和室 茶室 フィットネスルーム	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後五時まで

全部改正〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一九年条例五二号・二五年五三号〕

別表第三（第十一条、第十八条関係）

一 三重県文化会館のホール、リハーサル室、ワークショップ及び楽屋

区分	金額（円）		
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後十時まで
入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円	七五、四八〇	一一三、二二〇	一五〇、九八〇

大ホール	平日	以下の場合	一部使用（客席のうち一階部分のみを使用することをいう。以下同じ。）のとき	四七、一七〇	七〇、四四〇	九四、三六〇	
			その他のとき	五〇、三一〇	七五、四八〇	一〇〇、六五〇	
			一部使用のとき	三一、四四〇	四七、一七〇	六二、九〇〇	
	入場料の額が千円以上三千元以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一部使用のとき	六二、九〇〇	九四、三六〇	一二五、八一〇	
			その他のとき	七五、四八〇	一一三、二二〇	一五〇、九八〇	
			一部使用のとき	四七、一七〇	七〇、四四〇	九四、三六〇	
	入場料の額が三千円以上五千元以下の場合	一部使用のとき		一二五、八一〇	一八八、七三〇	二五一、六四〇	
				七八、〇〇〇	一一七、〇一〇	一五六、〇一〇	
	入場料の額が五千円以上の場合	一部使用のとき		一五〇、九八〇	二二六、四七〇	三〇一、九七〇	
				九四、三六〇	一四一、五四〇	一八八、七三〇	
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一部使用のとき	九四、三六〇	一四一、五四〇	一八八、七三〇
				その他のとき	五八、五〇〇	八七、四二〇	一一七、〇一〇
				一部使用のとき	六二、九〇〇	九四、三六〇	一二五、八一〇
		入場料の額が千円以上三千元以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一部使用のとき	三九、〇〇〇	五八、五〇〇	七八、〇〇〇
その他のとき				一二五、八一〇	一八八、七三〇	二五一、六四〇	
一部使用のとき				七八、〇〇〇	一一七、〇一〇	一五六、〇一〇	
入場料の額が三千円以上五千元以下の場合		営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一部使用のとき	九四、三六〇	一四一、五四〇	一八八、七三〇	
			その他のとき	五八、五〇〇	八七、四二〇	一一七、〇一〇	
			一部使用のとき	五八、五〇〇	八七、四二〇	一一七、〇一〇	
入場料の額が五千円以上の場合		一部使用のとき		一五七、二六〇	二三五、九一〇	三一四、五五〇	
				九七、五〇〇	一四五、九五〇	一九五、〇一〇	
入場料の額が五千円以上の場合		一部使用のとき		一八八、七三〇	二八三、〇九〇	三七七、四六〇	
			一一七、〇一〇	一七五、五一〇	二三四、〇三〇		
平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき		三七、七三〇	五六、六一〇	七五、四八〇	
			その他のとき	二五、一四〇	三七、七三〇	五〇、三一〇	
	入場料の額が千円以上三千元以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき		五〇、三一〇	七五、四八〇	一〇〇、六五〇	
			その他のとき	三七、七三〇	五六、六一〇	七五、四八〇	
	入場料の額が三千円以上五千元以下の場合	一部使用のとき		六二、九〇〇	九四、三六〇	一二五、八一〇	
				七五、四八〇	一一三、二二〇	一五〇、九八〇	
入場料の額が五千円以上の場合	一部使用のとき		四七、一七〇	七〇、四四〇	九四、三六〇		
			四七、一七〇	七〇、四四〇	九四、三六〇		
土	入場料を徴収し	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	四七、一七〇	七〇、四四〇	九四、三六〇		

	曜日、日曜日及び休日	ない場合及び入場料の額が千円	的とする催物のとき				
		以下の場合	その他のとき	三一、四四〇	四七、七九〇	六二、九〇〇	
		入場料の額が千円以上三千円	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	六二、九〇〇	九五、六一〇	一二五、八一〇	
		以下の場合	その他のとき	四七、一七〇	七一、七一〇	九四、三六〇	
		入場料の額が三千円以上五千円以下の場合		七八、六三〇	一一九、五二〇	一五七、二六〇	
		入場料の額が五千円以上の場合		九四、三六〇	一四三、四三〇	一八八、七三〇	
小ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一一、三一〇	一六、九八〇	二二、六二〇	
		以下の場合	その他のとき	七、五三〇	一一、三一〇	一五、〇八〇	
		入場料の額が千円以上三千円	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一五、〇八〇	二二、六二〇	三〇、一八〇	
		以下の場合	その他のとき	一一、三一〇	一六、九八〇	二二、六二〇	
			入場料の額が三千円以上五千円以下の場合		一八、八六〇	二八、二九〇	三七、七三〇
			入場料の額が五千円以上の場合		二二、六二〇	三三、九六〇	四五、二七〇
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一三、二〇〇	二〇、七五〇	二八、二九〇	
		以下の場合	その他のとき	八、七九〇	一三、八三〇	一八、八六〇	
		入場料の額が千円以上三千円	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一七、六〇〇	二七、六六〇	三七、七三〇	
		以下の場合	その他のとき	一三、二〇〇	二〇、七五〇	二八、二九〇	
		入場料の額が三千円以上五千円以下の場合		二二、〇〇〇	三四、五九〇	四七、一七〇	
		入場料の額が五千円以上の場合		二六、四一〇	四一、五一〇	五六、六一〇	
第一リハーサル室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		一〇、〇六〇	一五、〇八〇	二〇、一三〇	
		その他の場合		五、〇一〇	七、五三〇	一〇、〇六〇	
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		一二、五七〇	一八、八六〇	二五、一四〇	
		その他の場合		六、二七〇	九、四二〇	一二、五七〇	
第二	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		七、五三〇	一一、三一〇	一五、〇八〇	

リ ハ ー サ ル 室	その他の場合	三、七六〇	五、六四〇	七、五三〇
	営利又は宣伝を目的とする催物の場 合	八、七九〇	一三、八三〇	一八、八六〇
	その他の場合	四、三九〇	六、九一〇	九、四二〇
ワークショップ		二、三八〇	三、五八〇	四、七七〇
楽屋一及び楽屋二		二、五〇〇	三、七六〇	五、〇一〇
楽屋三から楽屋八まで		八七〇	一、二四〇	一、七四〇
楽屋九		二、一二〇	三、一二〇	四、二六〇
楽屋十		一、五〇〇	二、二五〇	三、〇〇〇
楽屋十一		八七〇	一、二四〇	一、七四〇
楽屋十二及び楽屋十三		二、五〇〇	三、七六〇	五、〇一〇
楽屋十四から楽屋十八まで		八七〇	一、二四〇	一、七四〇
楽屋十九		四九〇	七五〇	九九〇
楽屋二十		一、六二〇	二、五〇〇	三、二七〇
楽屋二十一及び楽屋二十二		八七〇	一、二四〇	一、七四〇
楽屋二十三		五九〇	八九〇	一、二〇〇
楽屋二十四		六九〇	一、〇四〇	一、三九〇

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後十時まで又は午後一時から午後十時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 三 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の一時間当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 五 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

二 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

区分			金額（円）		
			午前九時から正 午まで	午後一時から午 後五時まで	午後六時から午 後九時まで
平日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場 合	五二、八三〇	六七、九二〇	六七、九二〇

第一 ギャラリー		その他の場合	一七、六〇〇	二二、六二〇	二二、六二〇	
		二分の一 使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	二六、四一〇	三三、九六〇	三三、九六〇
		その他の場合	八、七九〇	一一、三一〇	一一、三一〇	
	土曜日、日曜日及び休日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	六四、一六〇	八一、一五〇	八一、一五〇
			その他の場合	二一、三八〇	二七、〇四〇	二七、〇四〇
		二分の一 使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	三二、〇七〇	四一、五一〇	四一、五一〇
		その他の場合	一〇、六八〇	一三、八三〇	一三、八三〇	
第二 ギャラリー	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	三七、七三〇	四七、一七〇	四七、一七〇	
		その他の場合	一二、五七〇	一五、七一〇	一五、七一〇	
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四五、二七〇	五六、六一〇	五六、六一〇	
		その他の場合	一五、〇八〇	一八、八六〇	一八、八六〇	
レセ プション ルーム	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	七〇、四四〇	九〇、五七〇	九〇、五七〇	
		その他の場合	三五、二一〇	四五、二七〇	四五、二七〇	
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	八三、〇三〇	一〇九、四五〇	一〇九、四五〇	
		その他の場合	四一、五一〇	五四、七二〇	五四、七二〇	
大会 議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	三〇、一八〇	三五、二一〇	三五、二一〇		
	その他の場合	一五、〇八〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇		
中会 議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	九、五四〇	一一、三一〇	一一、三一〇		
	その他の場合	四、七七〇	五、六四〇	五、六四〇		
小会 議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	五、五二〇	六、〇二〇	六、〇二〇		
	その他の場合	二、七五〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇		

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 三 三重県生涯学習センター

区分	金額（円）
----	-------

		午前九時から正 午まで	午後一時から午 後五時まで	午後六時から午 後九時まで
視聴覚室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一六、六〇〇	一九、三五〇	一九、三五〇
	その他の場合	八、二九〇	九、六六〇	九、六六〇
大研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一三、五七〇	一五、八四〇	一五、八四〇
	その他の場合	六、七八〇	七、九二〇	七、九二〇
中研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	七、〇三〇	八、〇四〇	八、〇四〇
	その他の場合	三、五一〇	四、〇二〇	四、〇二〇
四階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、五一〇	五、五二〇	五、五二〇
	その他の場合	二、二五〇	二、七五〇	二、七五〇
二階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、五一〇	五、五二〇	五、五二〇
	その他の場合	二、二五〇	二、七五〇	二、七五〇

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 四 三重県男女共同参画センター

区分			金額（円）			
			午前九時から正 午まで	午後一時から午 後五時まで	午後六時から午 後九時まで	
多目的ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一一、三一〇	一六、九八〇	一六、九八〇
			その他のとき	七、五三〇	一一、三一〇	一一、三一〇
		入場料の額が千円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一五、〇八〇	二二、六二〇	二二、六二〇
			その他のとき	一一、三一〇	一六、九八〇	一六、九八〇
		入場料の額が三千円以上五千円以下の場合		一八、八六〇	二八、二九〇	二八、二九〇
		入場料の額が五千円以上の場合		二二、六二〇	三三、九六〇	三三、九六〇
土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一三、二〇〇	二〇、七五〇	二〇、七五〇	
		その他のとき	八、七九〇	一三、八三〇	一三、八三〇	

	入場料の額が千一円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一七、六〇〇	二七、六六〇	二七、六六〇
		その他のとき	一三、二〇〇	二〇、七五〇	二〇、七五〇
	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		二二、〇〇〇	三四、五九〇	三四、五九〇
	入場料の額が五千一円以上の場合		二六、四一〇	四一、五一〇	四一、五一〇
特別会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		一一、〇六〇	一三、五七〇	一三、五七〇
	その他の場合		五、五二〇	六、七八〇	六、七八〇
セミナー室A	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		一〇、八一〇	一二、八一〇	一二、八一〇
	その他の場合		五、四〇〇	六、三九〇	六、三九〇
セミナー室B	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		五、〇一〇	五、七七〇	五、七七〇
	その他の場合		二、五〇〇	二、八八〇	二、八八〇
セミナー室C	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		一〇、八一〇	一二、八一〇	一二、八一〇
	その他の場合		五、四〇〇	六、三九〇	六、三九〇
セッションルーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		一、〇四〇	一、二〇〇	一、二〇〇
	その他の場合		五二〇	六〇〇	六〇〇
生活工房	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一三、三三〇	一五、三三〇	一五、三三〇
		その他の場合	六、六六〇	七、六六〇	七、六六〇
	三分の二使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	九、〇四〇	一〇、五六〇	一〇、五六〇
		その他の場合	四、五一〇	五、二七〇	五、二七〇
	三分の一使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、五一〇	五、二七〇	五、二七〇
		その他の場合	二、二五〇	二、六三〇	二、六三〇
和室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		四、二六〇	五、〇一〇	五、〇一〇
	その他の場合		二、一二〇	二、五〇〇	二、五〇〇
茶室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		一六、三五〇	一八、八六〇	一八、八六〇
	その他の場合		八、一六〇	九、四二〇	九、四二〇
フィットネスルーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		五、七七〇	六、五四〇	六、五四〇
	その他の場合		二、八八〇	三、二七〇	三、二七〇

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
 - 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
 - 三 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。
 - 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
 - 五 練習又は準備のために多目的ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
 - 五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき三九、六〇〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）
 - 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき三九、六〇〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）
 - 七 センターの附属設備及び備品 一点又は一式につき 四六、二八〇円
- 全部改正〔平成二六年条例六八号〕

三重県立美術館条例

昭和五十七年三月二十九日
三重県条例第一号

改正	平成 元年 三月二九日三重県条例第二〇号	平成 四年 三月二七日三重県条例第二一号
	平成 六年一二月二二日三重県条例第五二号	平成 九年 三月二五日三重県条例第三八号
	平成一一年 三月一九日三重県条例第八号	平成一一年一二月二四日三重県条例第六五号
	平成一五年 三月一七日三重県条例第二五号	平成二四年 三月二七日三重県条例第三七号
	平成二五年一二月二七日三重県条例第九三号	平成二六年 三月二七日三重県条例第五九号

三重県立美術館条例をここに公布する。

三重県立美術館条例

（設置）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、三重県立美術館（以下「美術館」という。）を津市に設置する。

（事業）

第二条 美術館においては、次の事業を行う。

- 一 美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を行うこと。
- 三 美術館の施設又は設備（以下「施設等」という。）を美術に関する展覧会等のために使用させること。
- 四 美術に関する学術研究及び調査を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業を行うこと。

一部改正〔平成一一年条例六五号〕

（休館日）

第三条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- 二 休日の翌日（この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）
- 三 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで

（開館時間等）

第四条 美術館の開館時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、入館時間は、午後四時三十分までとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

（指示）

第五条 館長は、美術館の施設及び美術資料の保全、館内の秩序の維持その他管理上必要があると認めるときは、入館者又は使用者（第九条の使用の許可を受けだ者をいう。以下同じ。）その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（入館の制限）

第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じ

ることができる。

- 一 めいてい者等他人に迷惑となる行為をするおそれのある者
 - 二 美術資料、施設等を損傷するおそれのある者
- 一部改正〔平成一一年条例八号〕

(観覧の手續)

第七条 美術館において美術資料を観覧しようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより、観覧手續をしなければならない。

(模写等の許可)

第八条 美術館に展示し、又は保管している美術資料について学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(施設等の使用の許可)

第九条 第二条第三号の規定により施設等を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の条件等)

第十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可を与えないものとする。

- 一 公益を害し、又は善良な風俗をみだすおそれのあるとき。
 - 二 美術館の施設等を損傷するおそれのあるとき。
 - 三 美術館の事業の実施に支障をきたすおそれのあるとき。
- 2 教育委員会は、前二条の許可に美術館の管理上必要な条件を付けることができる。

一部改正〔平成一一年条例八号〕

(許可の取消し等)

第十一条 教育委員会は、第八条又は第九条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 二 許可を受けた目的に反して、模写等をし、又は使用したとき（第八条又は第九条の許可を受けた者以外の者に模写等をさせたとき、又は使用をさせたときを含む。）。
- 三 前条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。
- 四 この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかつたとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障をきたすおそれのあるとき。

一部改正〔平成一一年条例八号〕

(観覧料)

第十二条 美術館において、美術資料を観覧しようとする者は、別表第一に定める額の観覧料を納付しなければならない。

2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成一五年条例二五号〕

(使用料)

第十三条 使用者は、別表第二に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用の許可の際に納付しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第五条の指示に従わなかつた者
- 二 第六条の入館の拒否又は退館命令に従わなかつた者
- 三 第七条の規定による手續をしないで観覧をした者
- 四 第八条の許可を受けないで模写等をした者
- 五 第九条の許可を受けないで施設等を使用した者
- 六 第十一条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかつた者

一部改正〔平成六年条例五二号・一一年八号〕

(他の条例との関係)

第十五条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

一部改正〔平成二六年条例五九号〕

(美術館協議会)

第十六条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、美術館に三重県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

追加〔平成一一年条例六五号〕

(組織)

第十七条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

一 学校教育及び社会教育の関係者

二 家庭教育の向上に資する活動を行う者

三 学識経験のある者

四 前三号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第一項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

追加〔平成一一年条例六五号〕、一部改正〔平成二四年条例三七号〕

(会長及び副会長)

第十八条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

追加〔平成一一年条例六五号〕

(会議)

第十九条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加〔平成一一年条例六五号〕

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成一一年条例六五号〕

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、第三条から第十五条まで、別表第一及び別表第二の規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。（昭和五十七年九月三重県教育委員会規則第十四号で、同五十七年九月二十五日から施行）

附 則（平成元年三月二十九日三重県条例第二十号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日（中略）から施行する。

附 則（平成四年三月二十七日三重県条例第二十一号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成六年十二月二十二日三重県条例第五十二号）

1 この条例は、平成七年二月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二十五日三重県条例第三十八号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日三重県条例第八号抄）

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十四日三重県条例第六十五号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十七日三重県条例第二十五号）

この条例は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日三重県条例第三十七号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十七日三重県条例第九十三号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第五十九号）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に三重県立美術館条例第九条に規定する使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

別表第一（第十二条関係）

区分	観覧料		
	常設展		企画展
	個人	団体（二十人以上）	
小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者	—	—	展示を行うのに要する費用を勘案して、その都度知事が定める額
大学生及びこれに準ずる者	二〇〇円	一六〇円	
一般	三〇〇円	二四〇円	

一部改正〔平成四年条例二一号・一五年二五号・二五年九三号〕

別表第二（第十三条関係）

施設名	使用区分	使用料			
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	
県民ギャラリー	全部使用（四三〇平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	九、七二〇円	一二、九六〇円	二一、六〇〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	一四、五八〇円	一九、四四〇円	三二、四〇〇円
	部分使用（二五三平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	七、〇二〇円	九、一八〇円	一五、六六〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	一〇、五三〇円	一三、七七〇円	二三、四九〇円
	部分使用（一七七平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	四、八六〇円	六、四八〇円	一〇、八〇〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	七、二九〇円	九、七二〇円	一六、二〇〇円
講堂	全部使用（二四〇平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	一〇、二六〇円	一三、五〇〇円	二二、一四〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	一五、三九〇円	二〇、二五〇円	三三、二一〇円

		料を徴収する場 合			
--	--	--------------	--	--	--

全部改正〔平成一五年条例二五号〕、一部改正〔平成二六年条例五九号〕

三重県総合博物館条例

平成二十五年六月二十八日
三重県条例第六十四号

改正 平成二六年 三月二七日三重県条例第五
七号

三重県総合博物館条例をここに公布します。

三重県総合博物館条例

（設置）

第一条 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、三重県総合博物館（以下「博物館」という。）を津市に設置する。

（事業）

第二条 博物館においては、次の事業を行う。

- 一 博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び一般の利用に供すること。
- 二 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての調査研究を行うこと。
- 三 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての講演会、観察会、見学会等を行うこと。
- 四 公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）の趣旨にのっとり、県が保有していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を博物館資料として保存し、展示し、及び一般の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業を行うこと。

（休館日）

第三条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に定める休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

（開館時間等）

第四条 博物館の開館時間（第三項において「開館時間」という。）は、午前九時から午後七時までとする。ただし、入館できる時間（第三項において「入館時間」という。）は、午後六時三十分までとする。

- 2 博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用することができる時間（次項において「利用時間」という。）は、別表第一のとおりとする。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間、入館時間及び利用時間を変更することができる。

（指示）

第五条 館長は、博物館資料又は施設等の保全、館内の秩序維持その他博物館の管理上必要があると認めるときは、展示された博物館資料の観覧者（第七条の手續をした者をいう。以下「観覧者」という。）、博物館資料の利用者（第八条の許可を受けた者をいう。第十一条及び第十三条において同じ。）、施設等の利用者（第九条の許可を受けた者をいう。第十一条及び第十三条において同じ。）その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

（入館の制限）

第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- 一 めいてい者等他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
 - 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれのある者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかった者
- (観覧の手續)

第七条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより、観覧の手續をしなければならない。

(博物館資料の閲覧等の許可)

第八条 博物館資料の閲覧、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(施設等の利用の許可)

第九条 施設等を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の条件等)

第十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前二条の許可を与えないものとする。

- 一 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。
 - 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条二号に規定する暴力団をいう。次条第三号において同じ。）の利益になると認められるとき。
 - 四 博物館の事業の実施に支障を来すおそれがあるとき。
- 2 教育委員会は、博物館資料に個人に関する情報その他の教育委員会規則で定める情報が記録されている場合には、第八条の許可を与えないことができる。
- 3 教育委員会は、前二条の許可に博物館の管理上必要な条件を付けることができる。
- (許可の取消し)

第十一条 教育委員会は、博物館資料の利用者又は施設等の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条若しくは第九条の許可を取り消し、又は博物館資料の閲覧、撮影等若しくは施設等の利用を中止させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 二 許可を受けた目的に反して博物館資料の閲覧、撮影等を行い、又は施設等を利用したとき。
- 三 暴力団の利益になると認められるとき。
- 四 前条第三項の規定により付けられた条件に違反したとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかったとき。

(観覧料)

第十二条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、別表第二に定める額の観覧料を納付しなければならない。

2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第十三条 博物館資料の利用者又は施設等の利用者は、別表第三に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、第八条又は第九条の許可の際に納付しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(博物館協議会)

第十四条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、博物館に三重県総合博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第十五条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者

三 学識経験のある者

四 前三号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 第一項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第十六条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第十七条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(罰則)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第五条の指示に従わなかった者

二 第六条の規定による入館の拒否又は退館の命令に従わなかった者

三 第七条の手続をしないで入館し、展示された博物館資料を観覧した者

四 第八条の許可を受けずに博物館資料の閲覧、撮影等を行った者

五 第九条の許可を受けずに施設等を利用した者

六 第十一条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかった者

(他の条例との関係)

第十九条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

一部改正〔平成二六年条例五七号〕

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年五月十八日までの間において規則で定める日から施行する。（平成二十六年二月三重県規則第三号で、同二十六年四月十九日から施行）ただし、附則第三項の規定は公布の日から、附則第四項の規定は同年四月一日から施行する。

一部改正〔平成二六年条例五七号〕

(三重県立博物館条例の廃止)

2 三重県立博物館条例（昭和三十九年三重県条例第四十九号）は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(観覧料の納付の特例)

4 平成二十六年四月一日から附則第一項本文に規定する規則で定める日の前日までの間において、知事は、別表第二に規定する観覧料であって企画展示及び特別企画展示に係るものに限り、第十二条の規定の例により納付させることができる。

追加〔平成二六年条例五七号〕

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第五十七号）

この条例は、三重県総合博物館条例の施行の日から施行する。ただし、附則第一項の改正規定及び附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

別表第一（第四条関係）

区分	利用時間
基本展示室 企画展示室 交流展示室	午前九時から午後五時まで
交流活動室 こども体験展示室 実習室 資料閲覧室 三重の実物図鑑 レクチャールーム レファレンスカウンター	午前九時から午後七時まで

別表第二（第十二条関係）

区分	観覧料			
	基本展示		企画展示及び特別企画展示	年間パスポート券による観覧
	個人	団体		
小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者	—	—	展示等を行うのに要する費用を勘案してその都度知事が定める額	—
大学生及びこれに準ずる者	三〇〇円	二四〇円		一、〇二〇円
一般	五一〇円	四〇〇円		一、六四〇円

備考

- 一 基本展示の団体の欄に掲げる額は、観覧者が二十人以上の団体を構成している場合の当該構成員（団体の引率者を含む。）一人当たりの観覧料をいう。
 - 二 特別企画展示とは、教育委員会が定める特別な企画による展示をいう。
 - 三 年間パスポート券とは、交付を受けた日から起算して一年を経過する日までの間において、基本展示及び企画展示を観覧することができる券をいう。
- 一部改正〔平成二六年条例五七号〕

別表第三（第十三条関係）

区分	使用料
博物館資料	一回につき、一点五、一四〇円以下の範囲内において知事が定める額
交流展示室	一時間につき一、九四〇円
レクチャールーム	一時間につき一、七二〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数は一時間とする。

一部改正〔平成二六年条例五七号〕

◇文化交流ゾーンを構成する各施設の現在の組織運営の状況等

施設名	三重県総合文化センター(文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター)	三重県総合文化センター(県立図書館)	新県立博物館	県立美術館
現在の管理方法等	指定管理者制度を導入。指定管理者は(公財)三重県文化振興事業団。	県直営。但し、施設管理(清掃、警備等)は、左の指定管理者に委託。	平成26年度は県直営。	県直営。
各施設と県(又は本庁)との関係	<p>県環境生活部</p> <p>*年数回</p> <p>モニタリング ・調査・指示</p> <p>業務計画 ・事業計画 ・事業報告</p> <p>指定管理者</p>	<p>本庁(環境生活部)</p> <p>*年数回</p> <p>部の使命や経営方針の共有 ・施策や事業等の目標設定及び成果の評価</p> <p>図書館</p>	同左	同左
各施設管理者の現在の組織	<p>理事長</p> <p>副理事長兼事務局長</p> <p>総務部</p> <p>施設利用センター</p> <p>文化会館</p> <p>生涯学習センター</p> <p>男女共同参画センター</p> <p>〔 ・庶務、施設管理等は一元化。 ・企画や広報は一部一元化。 ・毎月、定期的に所属長会議を開催し、情報を共有し、詰調整。〕</p>	<p>館長</p> <p>企画総務課</p> <p>情報相談課</p> <p>資料調査課</p>	<p>館長</p> <p>副館長</p> <p>職員</p>	<p>館長</p> <p>総務課</p> <p>学芸普及課</p>
現在、各施設が一室に設けられ、協議会し、連携する場	◎館長会議 (年に数回開催) 環境生活部長及び文化施設所管課も加わり、情報を共有し、詰調整を行う。	◎各施設担当者会議 (年に数回開催) 文化施設所管課も加わり、連携事業及び外部資金の獲得に関する協議を行うとともに、情報共有等を行う。	各施設の運営は、各施設の長に大幅に権限委譲	連携の取組は進めてきたが、「連携の日常化」には至っていない。
現在の主な連携	「伊勢」を統一テーマとした企画展等の実施(平成25年度) 所蔵品等を大画面で閲覧できる「大型ディスプレイ電子ミュージアム」 全県立文化施設をカバーした広報紙「みえアートプレス」の発行、ラジオ番組「みえアート&カルチャー」 図書館を含む総合文化センターの施設管理(清掃、警備等)			

